平成３０年（フ）第５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城１丁目29番地
債務者　塚本　典子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第６号
鹿児島県姶良市加治木町反土2770番地１
債務者　林　　照子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目３番41号
レッドラインゆか102号室
債務者　上村　健司
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
京都市中京区壬生仙念町10番地２　ルピエ四条　701
債務者　西川貴代美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
佐賀県伊万里市立花町3997番地６
債務者　古川　伸二
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４号
岩手県花巻市諏訪318番地　市営大谷地アパート112号
債務者　照井　奈奈
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成３０年（フ）第９号
福岡県久留米市荒木町荒木1553番地１　シティハイツ高江203号
債務者　神開美恵子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２１号
佐賀県小城市三日月町久米1865番地　スカイハイツ　104号
債務者　森　　亜弥
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
山口県柳井市古開作470番地７　グランドハイツＧＤ201号
債務者　田辺　隆治
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第５号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1149番地10
債務者　森山くみ子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第９６５号
神戸市北区緑町２丁目１番40号Ａ205号
債務者　柴垣　和浩
保佐人　特定非営利活動法人成年後見・こうべかぞくねっと・きずな
保佐人　大庭　絵里
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２０号
兵庫県三田市志手原1295番地53
債務者　水縄　圭介
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２号
山口県防府市惣社町11番35号　国分寺ヒルズＣ棟１号
債務者　川脇　裕子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
山口市宮野上1525番地３　ハイツ七房Ａ号
債務者　椙村　祐輝
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
山口県防府市三田尻３丁目６―34、住民票上の住所山口県防府市自力町７番30号、前住所広島市安芸区矢野東２丁目27番６―102号
債務者　浅野　綾日
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
神奈川県平塚市四之宮２丁目21番35号
債務者　武田　一枝
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５３号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目14番３号
債務者　小佐野　治
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月